

令和5年度

七和まちづくり協議会 総会

令和5年6月17日（土）

七和まちづくり拠点施設 大研修室

七和まちづくり協議会

七和まちづくり協議会 総会式次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

議事録署名人の任命

4. 議案審議

第1号議案 令和4年度 事業報告及び収支決算について

第2号議案 役員（案）の承認について

第3号議案 規約（案）等の改正及び承認について

第4号議案 令和5年度 事業計画（案）及び収支予算（案）について

5. 議長解任

6. 閉会の辞

第1号議案

令和4年度 七和まちづくり協議会 事業報告

1. 実施期間 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
七和まちづくり協議会設立準備委員会の事業は、令和4年10月15日の七和まちづくり協議会の設立総会を以って、引き継いだ。

2. 事業概要

調査事業	・設立準備委員会 7回 ・設立総会準備委員会 2回 ・総会 1回
	・役員会 5回 ・ホームページ開設にかかる打合せ 2回
	・七和まち協だより発行 2回 ・七和秋まつりチラシ発行 2回
区域の課題に対する 試行的な事業	・秋まつり実行委員会 6回 ・七和秋まつり 1回
地域づくり計画 策定事業	・地域づくり計画策定にかかる講演会 1回
まちづくり協議会 移行準備事業	・活動拠点備品購入（ワイヤレスアンプ、収納ボックス）

3. 事業の実績

月 日	事業内容	開催場所	参加人数	備考
4月16日	第10回 設立準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	24名	
5月21日	第11回 設立準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	26名	
6月18日	第12回 設立準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	25名	
7月9日	第13回 設立準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	25名	
7月24日	第1回 設立総会準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	10名	
7月24日	第1回 秋まつり実行委員会	七和まちづくり拠点 施設	11名	
8月6日	第14回 設立準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	20名	

8月19日	第2回 秋まつり実行委員会	七和まちづくり拠点 施設	13名	
8月24日	七和まち協だより第2号発行	七和地区全戸配布	2,549 世帯	
9月3日	第2回 設立総会準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	10名	
9月5日	第3回 秋まつり実行委員会	七和まちづくり拠点 施設	13名	
9月10日	第15回 設立準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	26名	
9月22日	七和秋まつり開催チラシ発行	七和地区全戸配布	2,549 世帯	
9月29日	第4回 秋まつり実行委員会	七和まちづくり拠点 施設	17名	
10月8日	第16回 設立準備委員会	七和まちづくり拠点 施設	25名	
10月15日	七和まちづくり協議会 総会	七和まちづくり拠点 施設	31名	
10月23日	第5回 秋まつり実行委員会	七和まちづくり拠点 施設	26名	
10月25日	七和秋まつり開催チラシ発行	七和地区全戸配布	2,549 世帯	
11月3日	七和秋まつり開催	七和まちづくり拠点 施設	700名	
11月17日	七和まちづくり協議会 第1回 役員会	七和まちづくり拠点 施設	8名	
11月19日	第6回 秋まつり実行委員会	七和まちづくり拠点 施設	30名	
12月10日	七和まちづくり協議会 ホーム ページ開設にかかる打合せ	七和まちづくり拠点 施設	4名	
12月17日	七和まちづくり協議会 第2回 役員会	七和まちづくり拠点 施設	10名	
12月22日	七和まち協だより第3号発行	七和地区全戸配布	2,547 世帯	
1月21日	七和まちづくり協議会 第3回 役員会	七和まちづくり拠点 施設	8名	
2月15日	七和まちづくり協議会 ホーム ページ開設にかかる打合せ	七和まちづくり拠点 施設	5名	
2月19日	七和まちづくり協議会 第1回 部会会議	七和まちづくり拠点 施設	30名	
2月19日	七和まちづくり協議会 第4回 役員会	七和まちづくり拠点 施設	10名	
3月4日	地域づくり計画策定にかかる 講演会	七和まちづくり拠点 施設	25名	
3月18日	七和まちづくり協議会 第5回 役員会	七和まちづくり拠点 施設	10名	

令和4年度 七和まちづくり協議会 収支決算書

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額①	収入済額②	比較 ②－①	備考
1 調査事業・研修事業	290,000	290,000	0	市補助金
2 試行的な事業	300,000	300,000	0	
3 地域づくり計画策定事業	100,000	100,000	0	
4 まちづくり協議会 移行準備事業	300,000	300,000	0	
5 雑収入	2	2	0	預金利息
収入合計	990,002	990,002	0	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額 ①	流用充当額 ②	支出済額 ③	比較 ①＋②－③	備考
1 報償費	0	98,000	98,000	0	講師及び専門家への謝礼
2 需用費	400,002	27,014	427,016	0	七和まち協だより発行、消耗品
3 役務費	190,000	△162,364	27,636	0	通信運搬費
4 使用料及び賃借料	100,000	△62,650	37,350	0	会場使用料
5 備品購入費	300,000	100,000	400,000	0	音響設備
支出合計	990,002	0	990,002	0	

収入済額 990,002 円

支出済額 990,002 円

差引金額 0 円

七和まちづくり協議会設立準備委員会の予算額と執行済額は、令和4年10月15日の七和まちづくり協議会の設立総会を以って、七和まちづくり協議会に引き継ぐ。

令和4年度 七和まちづくり協議会 歳入歳出決算は、監査の結果 適正であることを認める。

令和5年3月31日

監事

中村秀俊

監事

伊藤敏武

令和4年度 七和まちづくり協議会 収支決算書

事業別内訳

● 調査事業・研修事業

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額①	収入済額②	比較 ②－①	備考
1 調査事業・研修事業費	290,000	290,000	0	市補助金
2 雑収入	2	2	0	預金利息
収入合計	290,002	290,002	0	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額①	流用充当額②	支出済額③	比較 ①＋②－③	備考
1 需用費	200,002	△28,132	171,870	0	七和まち協だより 発行、消耗品
2 役務費	90,000	△71,868	18,132	0	通信運搬費 (郵送代)
3 備品購入費	0	100,000	100,000	0	液晶テレビ・イン ターネット回線機 器
合計	290,002	0	290,002	0	

● 区域の課題に対する試行的な事業（七和秋まつり）

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額①	収入済額②	比較 ②－①	備考
1 区域の課題に対する試行的な 事業費	300,000	300,000	0	市補助金
収入合計	300,000	300,000	0	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額①	流用充当額②	支出済額③	比較 ①＋②－③	備考
1 報償費	0	78,000	78,000	0	出演料・出店料
2 需用費	100,000	76,574	176,574	0	印刷製本費・消耗 品
3 役務費	100,000	△91,924	8,076	0	通信運搬費
4 使用料及び賃借料	100,000	△62,650	37,350	0	会場使用料
支出合計	300,000	0	300,000	0	

● 区域の課題に対する試行的な事業（活動施設整備事業）

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額①	収入済額②	比較 ②－①	備考
1 区域の課題に対する試行的な事業費	49,000	49,000	0	市補助金 地域づくり計画策定事業から49,000円を充当
収入合計	49,000	49,000	0	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額①	流用充当額②	支出済額③	比較 ①＋②－③	備考
1 需用費	0	49,000	49,000	0	消耗品
支出合計	0	49,000	49,000	0	

第2号議案

七和まちづくり協議会 役員名簿

役 職	氏 名	所 属	自治会
会 長	伊藤 典毅	七和地区自治会連合会	中山町
副会長	小林 芳和	まち協推薦	岳見町
	城田 直毅	まち協推薦	芳ヶ崎
事務局長	大屋 寅一	七和まちづくり拠点施設 所長	
会 計	水谷 光治	まち協推薦	星川第一
監 事	中村 秀俊	まち協推薦	大仲新田第一
	伊藤 敏武	七和地区自治会連合会	星川第二

第3号議案

七和まちづくり協議会規約の改正

第14条第2項

別表（第14条関係）七和まちづくり協議会の代議員の団体等の項、青少年育成七和地区会議を削る。

第31条に次の1項を加える。

- 3 会長は、予算に変更が生じその補正を行う場合には、役員会の議決を経てこれを行い、次の総会に報告し承認を求めなければならない。

附則

この規約は、令和5年6月17日から施行する。

七和まちづくり協議会会計規則

(目的)

第1条 本規則は、七和まちづくり協議会(以下「協議会」という)における事業活動を適正に行うため、協議会の会計処理について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 協議会の会計処理については、法令に定めるもののほか、協議会規約及び本規則の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 協議会の会計は、次の各号に適合することを原則とする。

- (1) 収入及び支出は、総会において議決された事業計画及び予算に基づいて執行しなければならない。
- (2) 会計帳簿は、正確に記帳し事業活動及び財政状況の内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- (3) 会計処理の方法及びその表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、やむを得ない場合のほかは変更してはならない。

(会計年度)

第4条 協議会の会計年度は、協議会規約第30条に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第5条 協議会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- (1) 一般会計は、協議会における通常年度の運営に関する収支を処理する。
- (2) 特別会計は、特定目的の事業及び一般会計で対処しきれない事業の収支を処理する。

(担当者)

第6条 協議会の会計処理は、次のものが行うこととし、第三者にさせてはならない。

- (1) 会計責任者は総会で選任された会計とする。
- (2) 出納責任者は事務局長とする。
- (3) 事務処理担当者は事務局職員とし、日常の会計処理を行う。

(帳簿等)

第7条 協議会における会計帳簿として、主要簿と補助簿を置く。

- (1) 主要簿として、予算書及び収納簿、歳出予算整理簿、歳入・歳出月計表を備える。
- (2) 補助簿として、金融機関口座通帳を使用する。
- 2 会計記録の証拠書類として、入金伝票、出金伝票及び振替伝票を作成する。
- 3 主要簿、補助簿及び会計に関する書類の保存期間は10年とする。

(金銭)

第8条 この規則において金銭とは、現金及び金融機関に対する預金をいい、現金には、通貨、手形・小切手、郵便為替証書・郵便貯金払出証書、官公署の発行する支払い通知書及び有価証券を含むものとする。

- 2 現金は可能な限り金融機関に預け入れるものとし、余剰の現金を所持してはならない。ただし、出納責任者は、日々の小口支払いに必要とする資金を手許現金として保管することができる。
- 3 金銭の取扱いは、出納責任者である事務局長が行うものとする。

(収入)

第9条 協議会の収入は、交付金、会費、雑収入及びその他の収入を充てる。

- 2 交付金は、桑名市まちづくり交付金をいう。交付金の取扱いについては、桑名市まちづくり交付金交付規則に則して行わなければならない。
- 3 会費の徴収は、協議会規約28条に従うものとする。
- 4 資金の受入れにあたっては、入金伝票を作成し、受入れの経緯を記録しておかなければならない。

(支出)

第10条 協議会における経費の支出にあたって、出納責任者又はその代行者は、当該支払いが事業計画及び予算書に基づくものであることを確認の上行うものとする。

- 2 支払いは、原則として納品書、請求書又は取引を証する書類に基づいて行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。
 - (1) 報酬、旅費及び費用弁償であらかじめ支出金額が決定しているもの
 - (2) 官公署の発行した納付書等によるもの
 - (3) その他会長が請求書を要しないと認めたもの
- 3 支払いにあたっては、出金伝票を作成し、原則として請求書、領収書等関係証憑を添付しなければならない。

(残高照合)

第 11 条 取引金融機関に預け入れた金銭は、常にその残高を照合確認して、正確性を期さなければならない。また、その他のものについても適宜又は必要に応じて残高を、関係帳簿、現物、預り証等と照合し実在性、正確性を期さなければならない。

(資金前渡)

第 12 条 出納責任者は、次の各号に掲げる経費について、必要な資金を前渡しすることができる。

- (1) 旅費、費用弁償、謝礼金、報償金、見舞金その他これらに類する経費
 - (2) 官公署に対して支払う経費
 - (3) 出張等遠隔地において支払いをする経費
 - (4) 会議費、講習会、式典その他の会合等において直接支払いを必要とする経費
 - (5) その他経費の性質上、特に会長が認めた経費
- 2 前途金受領者は、支払いを行うにあたり債権者の記名押印した領収書を徴しなければならない。ただし、領収書を徴することが不適當又は困難な場合は、債権者その他の者の支払いを証明する書類をもって領収書に変えることができる。

(概算払)

第 13 条 出納責任者は、次の各号に掲げる経費について、概算払いすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 負担金、保険料、委託料
- (4) 訴訟及びこれに類するものに要する経費
- (5) その他経費の性質上、概算払いをしなければ、業務の執行上支障のある経費

(精算)

第 14 条 資金前途又は概算払をしたときは、事務又は用務終了後 10 日以内に精算書に関係書類を添えて精算しなければならない。

(前払金)

第 15 条 出納責任者は、次の各号に掲げる経費について、前金払いすることができる。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 負担金、保険料、委託料
- (3) 賃料
- (4) 定期刊行物の代金、テレビ受信料
- (5) その他経費の性質上、前金払いをしなければ、業務の執行上支障のある経費

(補助金)

第 16 条 会長は、地区で活動している団体を支援するため補助金を支出することができる。

補助金を支出する手続きについては、役員会の議決をもって、別に定めるものとする。

(予算)

第 17 条 会長が作成する協議会の予算は、協議会規約第 31 条に従い、次により決定する。

- (1) 事務局は、役員会において決定された事業計画に基づき、各事業の所要額を算出する。
- (2) 会長は、各事業の所要額を積算し次年度予算書を作成し、役員会に諮る。
- (3) 会長は、事業計画書及び予算書を総会に提出し、議決を得なければならない。
- (4) 出納責任者は、交付金の請求については、交付金交付申請書により市長宛に提出する。

(予算管理)

第 18 条 出納責任者は、各会計の予算執行状況を確認するため予算実績報告書を作成し、会計責任者に提出する。

- 2 会計責任者は、必要に応じて、または役員会の要請により、予算実績報告書を役員会に提出し、予算執行状況を報告しなければならない。

(決算)

第 19 条 会長が作成する協議会の決算は、協議会規約第 32 条に従い、次により行う。

- (1) 出納責任者は、会計年度終了後ただちに各会計記録を集計し、予算実績報告書を作成する。
- (2) 会長は、予算実績報告書に基づき決算書を作成し、役員会に諮る。
- (3) 会計責任者は、役員会の審議を経た決算書を監事に提示し、会計監査を受けなければならない。
- (4) 会長は、事業報告書、決算書及び会計監査報告書を総会に提出し、議決を得なければならない。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほかは、役員会の議決を経て別に定める。

附則

この規則は、令和 5 年 6 月 1 7 日より施行する。

七和まちづくり協議会の役員の報酬に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、役員の報酬に関する事項を定める。

(役員の範囲)

第2条 役員とは、七和まちづくり協議会規約第7条に定める者のうち、事務局長を除く、会長、副会長、会計、部会長、監事をいう。

(報酬の意義)

第3条 役員報酬とは、七和まちづくり協議会が役員に対し、役員としての業務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬の額)

第4条 役員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 年額 12,000円
- (2) 副会長 年額 6,000円
- (3) 会 計 年額 6,000円
- (4) 部会長 年額 6,000円
- (5) 監 事 日額 1,000円

(支給方法)

第5条 役員報酬は、原則として年度末に支給する。

- 2 役員に異動があった場合の報酬の支給については、その日の属する月割によって計算した額を支給する。
- 3 役員報酬から、源泉所得税及びその他必要と認められるものを控除できる。

附則

この規則は、令和5年6月17日より施行する。

第4号議案

令和5年度 七和まちづくり協議会 事業計画

事業名	事業内容	予算額（円）
広報事業	七和まち協だよりを発行し、七和まちづくり協議会の活動報告、実施事業の周知に努め、広報活動を行う。	200,000
ホームページ新規開設事業	ホームページ開設し、七和まちづくり協議会の活動報告、実施事業などの情報発信を行う。	45,000
スマートフォン研修事業	タブレットを活用し、七和まちづくり協議会の活動報告、実施事業などの情報発信を行う。	20,000
地域づくり計画策定調査研究事業	地域づくり計画策定に向けて、先進地視察の実施や勉強会（仮称）地域づくり塾を開講し、計画策定の準備を進めていく。	100,000
七和地区防災マップ作成事業	地域における危険個所の把握と過去の災害実績を把握し、災害時に有効活用できる七和地区のオリジナルマップを作成する。	120,000
環境整備事業	地域における快適な生活を整えるため、自治会と協議会が主体となって七和地区全域の環境美化活動を年2回行う。	50,000
高齢者・子どもなんでも相談事業	相談窓口を設置し、相談内容を聞き取り、専門家などの助言により課題解決に繋げていく。	100,000
子ども食堂とのタイアップ支援事業	食育推進の観点から、子ども食堂の取組に地域ぐるみで協力し、子ども食堂の活動遂行に役立つ環境整備を行う。	170,000
協議会ロゴ・キャラコンテンツ事業	七和まちづくり協議会のシンボルとなるロゴとキャラクターの募集を行い、同協議会の活動の周知に繋げていく。	100,000
七和秋まつり事業	七和まちづくり協議会の活動を周知するとともに、地域の子どもから大人が参加できる楽しみの場を通じ世代間交流を図る。	600,000

事業名	事業内容	予算額（円）
地域内の公共施設（正和北幼稚園）の利活用検討事業	地域内の公共施設（休園中の正和北幼稚園など）の利活用について、検討委員会を立ち上げ検討していく。	18,000
七和まちづくり協議会事務事業	七和まちづくり協議会の事務遂行に伴う、必要経費を計上する。	500,010

第 5 号議案

令和 5 年度 七和まちづくり協議会 収支予算

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日まで

収入の部 (単位：円)

科 目	予算額	備考
1 まちづくり交付金	2, 023, 000	市交付金
2 雑入	10	預金利息
収入合計	2, 023, 010	

支出の部 (単位：円)

科 目	予算額	備考
1 報償費	330, 000	講師謝礼
2 旅 費	70, 000	講師等への旅費
3 需用費	884, 010	七和まち協だより発行 消耗品費
4 役務費	142, 000	通信運搬費
5 使用料及び賃借料	136, 000	会場使用料
6 委託料	35, 000	外部への委託
7 備品購入費	426, 000	活動に必要な器具、機器等
支出合計	2, 023, 010	